

税 目	内 容	細 目	適 用 時 期
<p>個人課税 (所得税・住民税)</p>	<p>I. 住宅・土地税制</p>	<p><b>1. 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除(国税)</b> 次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例の創設 個人が、住宅の取得等（その対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合の住宅の取得等に限る。）をして平成31年10月1日から平成32年12月31日までの間にその者の居住の用に供した場合について、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例を創設する。 この特例は、適用年の11年目から13年目までの各年の住宅借入金等特別税額控除額を、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額として、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の適用ができることとする。</p> <p>① 一般の住宅（認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅以外の住宅）の場合 次に掲げる金額のいずれか少ない金額 (イ) 住宅借入金等の年末残高（4,000万円を限度）×1% (ロ) <b>住宅取得等の対価の額又は費用の額※×2%÷3</b> ※その住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等を除いた金額で、4,000万円を限度とします。</p> <p>② 認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅の場合 次に掲げる金額のいずれか少ない金額 (イ) 住宅借入金等の年末残高（5,000万円を限度）×1% (ロ) <b>住宅の取得等の対価の額又は費用の額※×2%÷3</b> ※その住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等を除いた金額で、5,000万円を限度とします。</p> <p>③ 東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例対象となる再建住宅の場合 次に掲げる金額のいずれか少ない金額 (イ) 住宅借入金等の年末残高（5,000万円を限度）×1.2% (ロ) 住宅の取得等の対価の額又は費用の額※×2%÷3 ※その住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等を除いた金額で、5,000万円を限度とします。</p> <p>(注1) 適用年1年目から10年目までの各年の住宅借入金等特別税額控除については、現行と同様の金額を控除できることとする。 (注2) 上記の「住宅の取得等」とは、居住用家屋の新築若しくは居住用家屋で建築後使用されたことのないもの若しくは既存住宅の取得又はその者の居住の用に供する家屋の増改築等をいうものとし、上記①(ロ)、②(ロ)及び③(ロ)の「住宅の取得等の対価の額又は費用の額」は、次のとおりとする。 (a) その住宅の取得等をした居住用家屋等のうちにその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、その居住用家屋等の床面積のうちその居住の用に供する部分の床面積の占める割合を乗じて計算した金額とする。 (b) その住宅の取得等に関し、補助金等の交付を受ける場合又は直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税等の適用を受ける場合であっても、その補助金等の額又はその適用を受けた住宅取得等資金の額を控除しないこととする。 (注3) その他の要件等は、現行の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除と同様とする。</p> <p>(2) 二以上の住宅の取得等をした場合の控除額の計算の調整措置等 二以上の住宅の取得等をした場合の控除額の計算の調整措置、年末調整に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除その他の措置について、所要の措置を講ずる。</p> <p>(3) 給与所得者の住宅借入金等を有する場合の所得税額特別控除申告書 給与所得者の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除申告書について、次に掲げる事項の記載を要しないこととする。</p>	<p>☆別紙資料あり</p>

税目	内容	細目	適用時期
<p>個人課税 (所得税・住民税)</p>	<p>I. 住宅・土地税制(続)</p>	<p>① 住宅の取得等をした年月日                  ② 住宅の取得等をした家屋をその者の居住の用に供した年月日                  ③ 住宅の取得等(住宅借入金等とその取得等とともにするその取得等をした家屋の敷地の用に供される土地等の取得に係る住宅借入金等が含まれる場合には、その土地等の取得を含む。下記(4)②において同じ。)の対価の額又は費用の額                  ④ 住宅の取得等をした家屋の床面積</p> <p>(4) 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除証明書の記載事項                  住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除証明書の記載事項は、次に掲げる事項であることを法令上明確化する。                  ① 住宅の取得等をした家屋をその者の居住の用に供した年月日                  ② 住宅の取得等の対価の額又は費用の額                  ③ 住宅の取得等をした家屋の床面積のうちその者の居住の用に供する部分の床面積の占める割合及び住宅の取得等をした家屋の敷地の用に供する土地等の面積のうちその居住の用に供する部分の面積の占める割合                  ④ 住宅借入金等が連帯債務である場合には、その負担部分の割合                  ⑤ その他参考となるべき事項</p> <p>2. 優良住宅地の造成等に係る土地等譲渡の場合の長期譲渡所得の特例                  優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用対象に、次のものを加える。                  → 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に規定する地域福利増進事業(※1)を実施する者に対するその申請書に記載された事業区域内にある次に掲げる土地等の譲渡(※2)で、その譲渡に係る土地等がその地域福利増進事業の用に供されるものを加える。                  ※1. 特定所有者不明土地の土地所有権の取得についての都道府県知事による裁定がされた、その裁定に係る申請書に記載されたものに限り、                  ※2. ※1の裁定後に行われるものに限り、                  (1) 確知所有者等が有する特定所有者不明土地又はその上に存する権利                  (2) 権利取得計画に記載がされた土地等。ただし、一定の地域福利増進事業である場合におけるものを除きます。</p> <p>3. 収用交換等の場合の譲渡所得の5,000万円特別控除等                  所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に規定する土地収用法の特例の規定による収用があった場合には、収用交換等の場合の譲渡所得の5,000万円特別控除等を適用する。</p> <p>4. 空き家に係る譲渡所得の3,000万円特別控除の特例                  空き家に係る譲渡所得の3,000万円特別控除の特例について、老人ホーム等に入所したことにより被相続人の居住の用に供されなくなった家屋及びその家屋の敷地の用に供されていた土地等は、次に掲げる要件その他一定の要件を満たす場合に限り、相続の開始の直前においてその被相続人の居住の用に供されていたものとして本特例を適用するほか所要の整備を行った上、その適用期限を4年延長する。                  (1) 被相続人が介護保険法に規定する要介護認定等を受け、かつ、相続の開始の直前まで老人ホーム等に入所をしていたこと。                  (2) 被相続人が老人ホーム等に入所した時から相続の開始の直前まで、その家屋について、その者による一定の使用がなされ、かつ、事業の用、貸付けの用又はその者以外の者の居住の用に供されていたことがないこと。</p> <p>5. 住宅の改修等に係る措置の見直し                  次に掲げる住宅の改修等に係る措置について、次に掲げる措置の区分に応じそれぞれ次に定める標準的な費用の額を、工事の実績を踏まえて見直すこととする。</p>	<p>◆平成31年4月1日以後に提出する給与所得者の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除申告書について適用する。</p> <p>◆居住年が平成31年以後である者に対し、平成32年10月1日以後に交付する住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除証明書について適用する。</p> <p>◆平成31年6月1日以後の譲渡について適用する。</p> <p>◆平成31年6月1日以後の譲渡から適用(法人税も同様)。</p> <p>◆平成31年4月1日以後に行う被相続人居住用家屋又は被相続人居住用家屋の敷地等の譲渡につき適用する。                  ☆別紙資料あり</p>

税 目	内 容	細 目	適 用 時 期
<p>個 人 課 税 (所得税・住民税)</p>	<p>I. 住宅・ 土地税制 (続)</p>	<p>(1) 既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除 耐震改修工事に係る標準的な工事費用の額</p> <p>(2) 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除 特定の改修工事に係る標準的な工事費用の額</p> <p>(3) 認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除 認定住宅の新築等に係る標準的な性能強化費用の額</p> <p>(注) 上記(1)の改正は平成32年1月1日以後に行う耐震改修工事について、(2)の改正は特定の改修工事をした家屋を同日以後に居住の用に供する場合について、(3)の改正は認定住宅を同日以後に居住の用に供する場合について、それぞれ適用する。</p> <p><b>6. 個人住民税における住宅借入金等特別税額控除</b> 次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 個人が、住宅の取得等（その対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合の住宅の取得等に限り。）をして平成31年10月1日から平成32年12月31日までの間に居住の用に供した場合における、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例の適用がある者のうち、適用年の11年目から13年目までの各年分の住宅借入金等特別税額控除額からその年分の所得税額（住宅借入金等特別税額控除の適用がないものとした場合の所得税額とする。）を控除した残額があるものについては、<b>翌年度分の個人住民税において、その残額に相当する額をその年分の所得税の課税総所得金額等の額に100分の7を乗じて得た額（最高13.65万円）の控除限度額の範囲内で減額する。</b></p> <p>(2) 個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の適用について、納税通知書が送達される時まで提出された申告書に住宅借入金等特別税額控除に関する事項の記載があること等の要件を不要とする。 (注) 平成31年度分以後の個人住民税について適用する。</p>	
	<p>II. 金融・ 証券税制</p>	<p><b>1. 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得等の非課税措置</b> 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（NISA）について、次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 非課税口座を開設している居住者等が一時的な出国により居住者等に該当しないこととなる場合の特例措置の創設</p> <p>① 居住者等がその出国の日の前日までに非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に、その者に係る給与等の支払をする者からの転任の命令その他これに準ずるやむを得ない事由に基因して出国をする旨、引き続き非課税措置の適用を受けようとする旨、帰国をした後再びその非課税口座において非課税上場株式等管理契約又は非課税累積投資契約に基づく上場株式等の受入れを行う旨その他の事項を記載した届出書（以下「継続適用届出書」という。）の提出をしたときは、その出国の時から、その者がその金融商品取引業者等の営業所の長に、帰国をした年月日、その非課税口座において再び非課税上場株式等管理契約又は非課税累積投資契約に基づく上場株式等の受入れを行わせようとする旨その他の事項を記載した届出書（以下「帰国届出書」という。）の提出をする日とその継続適用届出書の提出をした日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日とのいずれか早い日までの間は、その者を居住者等に該当する者とみなして、本措置を引き続き適用する。 この場合において、その帰国届出書の提出をする日までは、その非課税口座に設けられた非課税管理勘定又は累積投資勘定に上場株式等を受け入れることができないこととする。</p> <p>② 継続適用届出書の提出をした者がその提出をした日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までにその金融商品取引業者等の営業所の長に帰国届出書の提出をしなかった場合には、同日においてその者がその金融商品取引業者等の営業所の長に非課税口座廃止届出書を提出したものとみなす。</p>	

税 目	内容	細 目	適用時期
<p>個人課税 (所得税・住民税)</p>	<p>Ⅱ 金融証券税制 (続)</p>	<p>③ その出国につき、国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の対象となる者は、継続適用届出書の提出をすることができないこととする。</p> <p>(2) 非課税口座開設年齢要件の引き下げ 居住者等が非課税口座を開設することができる年齢要件をその年1月1日において<b>18歳以上</b>(現行：20歳以上)に引き下げる。 (注) 平成35年1月1日以後に設けられる非課税口座について適用するとともに、所要の経過措置を講ずる。</p> <p>(3) 本人確認方法の見直し 次に掲げる書類の提出に代えて行う電磁的方法によるその書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録の提供の際に行うこととされている本人確認の方法について、その者の氏名、生年月日及び住所の記載のある住所等確認書類を提示する方法を加える。</p> <p>① 特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書 ② 非課税口座内上場株式等移管依頼書 ③ 未成年者口座非課税口座間移管依頼書</p> <p>(4) 非課税口座異動届出書の取り扱いの見直し 非課税口座を開設している居住者等は、その非課税口座にその年に設けられている勘定を変更しようとする場合には、その非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に対し、非課税口座異動届出書の提出ができることとする。 この場合において、その非課税口座異動届出書を提出する日以前にその勘定に既に上場株式等の受入れをしているときは、その金融商品取引業者等の営業所の長は、その非課税口座異動届出書を受理することができないこととする。</p> <p><b>2. 未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得等の非課税措置</b> 未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(ジュニアNISA)について、次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 非課税口座開設年齢要件の引き下げ 居住者等が未成年者口座の開設並びに非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定をすることができる年齢要件をその年1月1日において<b>18歳未満</b>(現行：20歳未満)に引き下げる。 (注) 平成35年1月1日以後に設けられる未成年者口座等について適用するとともに、所要の経過措置を講ずる。</p> <p>(2) 本人確認方法の見直し 次に掲げる書類の提出に代えて行う電磁的方法によるその書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録の提供の際に行うこととされている本人確認の方法について、その者の氏名、生年月日及び住所の記載のある住所等確認書類を提示する方法を加える。</p> <p>① 未成年者口座内上場株式等移管依頼書 ② 特定口座以外の他の保管口座への未成年者口座内上場株式等移管依頼書</p> <p><b>3. 上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例</b> 次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 支払の取扱者が交付をする集団投資信託の収益の分配に係る上場株式等の配当等に係る源泉徴収税額から控除することとされているその集団投資信託の信託財産について納付した所得税及び外国所得税の額のうちその集団投資信託の収益の分配に対応する部分の金額の計算については、その集団投資信託の収益から収益調整金のみに係るものを除いて行うこととする。</p> <p>(2) 支払の取扱者は、上場株式等の配当等に係る所得税の額からその上場株式等の配当等に係る外国所得税に相当する金額等を控除した場合には、その金額を控除したことを証する書類等をその控除した日の属する年の翌年から7年間、納税地に保存しなければならないこととする。</p> <p><b>4. 信託財産に係る利子等の課税の特例</b> 所要の措置を講ずる(詳細は省略)。</p>	<p>◆平成32年1月1日以後に支払われる上場株式等の配当等について適用する。</p>

税 目	内容	細 目	適用時期
<p>個人課税 (所得税・住民税)</p>	<p>Ⅱ 金融証券税制 (続)</p>	<p><b>5. 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等</b>                  特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等について、特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に、居住者等が発行人等に対して役務の提供をした場合におけるその役務の提供の対価としてその居住者等に生ずる債権の給付と引換えにその居住者等が取得することとされている上場株式等を加える。</p> <p><b>6. 個人番号又は法人番号の告知期限の延長</b>                  平成28年1月1日前に次に掲げる告知又は告知書の提出（以下「告知等」という。）を行った者で同日以後に配当等の支払を受けるものが、平成31年1月1日以後最初に配当等の支払を受ける日等までにその告知等を受けた者に行うこととされている個人番号又は法人番号の告知について、その告知期限を<b>3年延長</b>する。</p> <p>① 利子、配当等の受領者の告知                  ② 無記名公社債の利子等に係る告知書の提出                  ③ 株式等の譲渡の対価の受領者の告知                  ④ 交付金銭等の受領者の告知                  ⑤ 償還金等の受領者の告知                  ⑥ 信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知                  ⑦ 先物取引の差金等決済をする者の告知                  ⑧ 金地金等の譲渡の対価の受領者の告知                  ⑨ 特定株式投資信託の受益者に係る情報の受託者への告知                  ⑩ 特定口座開設届出書の提出をする者の告知                  ⑪ 非課税口座開設届出書の提出をする者の告知                  ⑫ 国外送金等をする者の告知書の提出                  ⑬ 国外証券移管等をする者の告知書の提出</p> <p><b>7. 個人番号未告知者に対する対応</b>                  行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の改正を前提に、次の措置を講ずる。</p> <p>① 個人番号の告知を受けるべき金融機関等が、その金融機関等に個人番号の告知をすべき者でその告知をしていないもの（以下「番号未告知者」という。）の個人番号を振替機関から提供を受けて確認したときは、その番号未告知者がその金融機関等に個人番号の告知をしたものとみなして、改めてその番号未告知者がその金融機関等に個人番号の告知を行うことを要しないこととする。</p> <p>② 金融機関等が番号未告知者の個人番号の確認をしたときは、その金融機関等が提出すべきその確認後にその番号未告知者に支払をする配当等に係る支払調書等には、その確認をした個人番号を記載することとする。</p>	
	<p>Ⅲ 森林環境・森林環境譲与税</p>	<p><b>1. 森林環境税(仮称)の創設</b>                  (1) 基本的な仕組み                  ① 納税義務者等                  森林環境税（仮称）は、国内に住所を有する個人に対して課する国税とする。                  ② 税率は、<b>年額1,000円</b>とする。                  ③ 賦課徴収は、市町村において、個人住民税と併せて行うこととする。                  ④ 国への払込み                  市町村は森林環境税（仮称）として納付又は納入された額を都道府県を経由して国の交付税及び譲与税配付金特別会計に払込むこととする。                  (2) 施行期日：<b>平成36年度</b>から課税する。                  (3) その他、個人住民税に準じて非課税の範囲、減免、納付・納入、罰則等に関する所要の措置を講ずる。</p> <p><b>2. 森林環境譲与税(仮称)の創設</b>                  (1) 基本的な仕組み                  ① 森林環境譲与税（仮称）                  森林環境譲与税（仮称）は、森林環境税（仮称）の収入額に相当する額とし、市町村及び都道府県に対して譲与する。</p>	

税 目	内容	細 目	適用時期																																
個人課税 (所得税・住民税)	Ⅲ 森林環境・森林環境譲与税 (続)	<p>② 譲与基準</p> <p>(イ) 森林環境譲与税(仮称)の10分の9に相当する額は、市町村に対し、その額の10分の5の額を私有林人工林面積で、10分の2の額を林業就業者数で、10分の3の額を人口で按分して譲与する。</p> <p>(ロ) 森林環境譲与税(仮称)の10分の1に相当する額は、都道府県に対し、市町村と同様の基準で按分して譲与する。</p> <p>(注) 市町村の私有林人工林面積は、次の林野率により補正する。</p> <table border="1" data-bbox="672 578 1522 845"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>補正の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>林野率85%以上の市町村</td> <td>私有林人工林面積を1.5倍に割増し</td> </tr> <tr> <td>林野率75%以上85%未満の市町村</td> <td>私有林人工林面積を1.3倍に割増し</td> </tr> <tr> <td>林野率75%未満の市町村</td> <td>補正なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 使途及び公表</p> <p>(イ) 市町村は、森林環境譲与税(仮称)を、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てなければならないこととする。</p> <p>(ロ) 都道府県は、森林環境譲与税(仮称)を、森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用に充てなければならないこととする。</p> <p>(ハ) 市町村及び都道府県は、森林環境譲与税(仮称)の使途等を公表しなければならないこととする。</p> <p>(2) 施行期日：森林環境譲与税(仮称)は、平成31年度から譲与する。</p> <p><b>3. 創設時の経過措置</b></p> <p>(1) 平成31年度から平成35年度までの間における森林環境譲与税(仮称)は、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金をもって充てることとし、各年度における借入金の額及び譲与額は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="653 1355 1441 1525"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>借入金の額及び譲与額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成31年度から平成33年度まで</td> <td>200億円</td> </tr> <tr> <td>平成34年度及び平成35年度</td> <td>300億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 借入金の額には、当該年度における利子の支払に要する費用等に相当する額を加算する。</p> <p>(2) 平成36年度から平成44年度までの間における森林環境譲与税(仮称)は、森林環境税(仮称)の収入額から借入金の償還金及び利子の支払に要する費用等に相当する額を控除した額に相当する額とし、各年度における借入金の償還額は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="653 1745 1441 1915"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>償還額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成37年度から平成40年度まで</td> <td>200億円</td> </tr> <tr> <td>平成41年度から平成44年度まで</td> <td>100億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 平成36年度においては、借入金の償還は行わない。</p> <p>(注2) 償還額には、平成31年度から平成35年度までの利子の支払に要した費用等に相当する額を各年度の借入金の償還額に応じて加算する。</p> <p>(3) 平成31年度から平成44年度までの間における森林環境譲与税(仮称)の市町村及び都道府県への譲与割合は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="633 2134 1406 2348"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>市町村</th> <th>都道府県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成31年度から平成36年度まで</td> <td>100分の80</td> <td>100分の20</td> </tr> <tr> <td>平成37年度から平成40年度まで</td> <td>100分の85</td> <td>100分の15</td> </tr> <tr> <td>平成41年度から平成44年度まで</td> <td>100分の88</td> <td>100分の12</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>4. 居住者が納付する延滞金</b></p> <p>居住者が納付する森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)に係る延滞金は、必要経費に算入しないこととする。</p>	区 分	補正の方法	林野率85%以上の市町村	私有林人工林面積を1.5倍に割増し	林野率75%以上85%未満の市町村	私有林人工林面積を1.3倍に割増し	林野率75%未満の市町村	補正なし	期 間	借入金の額及び譲与額	平成31年度から平成33年度まで	200億円	平成34年度及び平成35年度	300億円	期 間	償還額	平成37年度から平成40年度まで	200億円	平成41年度から平成44年度まで	100億円	期 間	市町村	都道府県	平成31年度から平成36年度まで	100分の80	100分の20	平成37年度から平成40年度まで	100分の85	100分の15	平成41年度から平成44年度まで	100分の88	100分の12	
区 分	補正の方法																																		
林野率85%以上の市町村	私有林人工林面積を1.5倍に割増し																																		
林野率75%以上85%未満の市町村	私有林人工林面積を1.3倍に割増し																																		
林野率75%未満の市町村	補正なし																																		
期 間	借入金の額及び譲与額																																		
平成31年度から平成33年度まで	200億円																																		
平成34年度及び平成35年度	300億円																																		
期 間	償還額																																		
平成37年度から平成40年度まで	200億円																																		
平成41年度から平成44年度まで	100億円																																		
期 間	市町村	都道府県																																	
平成31年度から平成36年度まで	100分の80	100分の20																																	
平成37年度から平成40年度まで	100分の85	100分の15																																	
平成41年度から平成44年度まで	100分の88	100分の12																																	

税 目	内容	細 目	適用時期
<p>個人課税 (所得税・住民税)</p>	<p>IV. 租税特別措置法等</p>	<p>1. 未婚の児童扶養手当受給者給付金 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金（仮称）として給付される給付金については、所得税を課さないこととする。</p> <p>2. 政治活動に関する寄附金控除の特例等 政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除の適用期限を5年延長する。</p> <p>3. 保険年金の保険金受取人等に係る更正の請求の特例 廃止する。</p> <p>4. 特別還付金の支給制度 廃止する。</p>	
	<p>V. その他</p>	<p>1. 仮想通貨 個人が保有する資金決済に関する法律に規定する仮想通貨につき、その者の所得の金額の計算上必要経費に算入する金額を算定する場合におけるその算定の基礎となる期末において有する仮想通貨の価額は、<b>移動平均法又は総平均法</b>により算出した取得価額をもって評価した金額とするほか、所要の措置を講ずる。</p> <p>2. 源泉徴収及び確定申告における配偶者に係る控除の適用 ① 給与等又は公的年金等の源泉徴収における源泉控除対象配偶者に係る控除の適用については、夫婦のいずれか一方しか適用できないこととする。 ② 居住者の配偶者が、公的年金等の源泉徴収において源泉控除対象配偶者に係る控除の適用を受け、かつ、公的年金等に係る確定申告不要制度の適用を受ける場合等には、その居住者は、<b>確定申告において配偶者特別控除の適用を受けることができないこととする等の</b>所要の措置を講ずる。</p> <p>3. 確定申告書等への添付又は確定申告書等提出時の提示不要 次に掲げる書類については、確定申告書等に<b>添付し、又は確定申告書等の提出の際提示することを要しないこととするほか、これに伴う</b>所要の措置を講ずる。 ① 給与所得、退職所得及び公的年金等の源泉徴収票 ② オープン型証券投資信託の収益の分配の支払通知書 ③ 配当等とみなす金額に関する支払通知書 ④ 上場株式配当等の支払通知書 ⑤ 特定口座年間取引報告書 ⑥ 未成年者口座等につき契約不履行等事由が生じた場合の報告書 ⑦ 特定割引債の償還金の支払通知書 ⑧ 相続財産に係る譲渡所得の課税の特例を適用する際の相続税額等を記載した書類</p> <p>4. 確定申告書の記載事項の簡略化 その年において支払を受けるべき給与等で年末調整の適用を受けたものを有する居住者が提出する確定申告書の記載事項のうち、その年末調整で適用を受けた所得控除の額と確定申告で適用を受ける所得控除の額とが同額である場合におけるこれらの所得控除に関する事項については、その年末調整で適用を受けた所得控除の額の合計額の記載によることができることとする。 (注) 確定申告で適用を受ける所得控除の額のうち年末調整で適用を受けた所得控除の額と同額である所得控除は、その内訳の記載を要しないこととし、その額の記載によることができることとする。</p> <p>5. 公的年金等の源泉徴収の見直し 扶養親族等申告書の提出をしなかった場合の源泉徴収税額の計算、扶養控除等申告書の記載事項及び押印省略等、所要の見直しを行う。</p>	<p>◆平成32年1月1日以後に支払われる給与等、公的年金等及び平成32年分以後の所得税につき適用する。</p> <p>◆平成31年4月1日以後に提出する確定申告書等について適用する。</p> <p>◆平成31年分以後の確定申告書を平成31年4月1日以後に提出する場合について適用する。</p>

税 目	内容	細 目	適用時期
個人課税 (所得税・住民税)	V. その他 (続)	<p><b>6. ふるさと納税の見直し</b>                      個人住民税における都道府県又は市区町村（以下「都道府県等」という）に対する寄附金に係る寄附金税額控除につき、次の見直しを行う。                      ① 総務大臣は、次の基準に適合する都道府県等をふるさと納税（特例控除）の対象として指定することとする。                      (イ) 寄附金の募集を適正に実施する都道府県等                      (ロ) (イ)の都道府県等で返礼品を送付する場合には、以下のいずれも満たす都道府県等                      (a) 返礼品の返礼割合を3割以下とすること                      (b) 返礼品を地場産品とすること                      ② ①の基準は総務大臣が定めることとする。                      ③ 指定は、都道府県等の申出により行うこととする。                      ④ 総務大臣は、指定をした都道府県等が基準に適合しなくなったと認める場合等には、指定を取り消すことができることとする。                      ⑤ 総務大臣は指定をし、又は指定を取り消したときは、直ちにその旨を告示しなければならないこととする。                      ⑥ 基準の制定や改廃、指定や指定の取消しについては、地方財政審議会の意見を聴かなければならないこととする。</p> <p><b>7. 子どもの貧困に対応するための措置</b>                      (1) <b>個人住民税の非課税</b>                      児童扶養手当の支給を受けている児童の父又は母のうち、現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）を個人住民税の非課税措置の対象に加える。                      (注1) 上記の「児童」は、父又は母と生計を一にする子で前年の総所得金額等の合計額が48万円以下であるものとする。                      (注2) 上記の「婚姻」及び「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含むものとする。                      (2) 扶養控除等申告書への記載                      個人住民税の申告書、給与所得者の扶養親族申告書及び給与支払報告書等について、上記(1)の者に該当する旨の記載をし、申告することとする等の所要の措置を講ずる。</p> <p><b>8. 個人住民税の非課税措置における未成年の要件</b>                      個人住民税の非課税措置における未成年の要件について、改正後の民法の未成年と同様とする。</p> <p><b>9. 個人住民税に係る非課税限度額</b>                      平成31年度分の個人住民税に係る非課税限度額（均等割・所得割）については、現行どおりとする。</p>	<p>◆平成31年6月1日以後に支出された寄附金について適用する。</p> <p>◆平成33年度分以後の個人住民税について適用する。</p>
法人課税	I. イノベーション促進のための研究開発税制	<p><b>1. 試験研究を行った場合の税額控除制度(研究開発税制)の見直し</b>                      次の見直しを行う（次の(1)の控除税額の上限の見直しを除き、所得税についても同様とする。）。                      (1) 試験研究費の総額に係る税額控除制度                      税額控除率を次のとおり見直した上、研究開発を行う一定のベンチャー企業（注1）の控除税額の上限を当期の法人税額の40%（現行：25%）に引き上げる。                      ① 増減試験研究費割合が8%超                      → 9.9% + (増減試験研究費割合 - 8%) × 0.3                      ② 増減試験研究費割合が8%以下                      → 9.9% - (8% - 増減試験研究費割合) × 0.175                      (注1) 上記の「研究開発を行う一定のベンチャー企業」とは、設立後10年以内の法人のうち当期において翌期繰越欠損金額を有するもの（大法人の子会社等を除く。）をいう。                      (注2) 上記①については、10%を上限とする（現行と同じ。）。                      (注3) 上記②については、6%を下限とする（現行と同じ。）。</p>	



税 目	内容	細 目	適 用 時 期
法人課税	I. イノベーション促進のための研究開発税制（続）	<p>(2) 試験研究費の総額に係る税額控除制度の控除税額の上乗せ特例            試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合における試験研究費の総額に係る税額控除制度の控除税額の上乗せ特例について、次のとおり改組した上、その適用期限を2年延長する。</p> <p>① 試験研究費の総額に係る税額控除制度における控除税額の上乗せ            試験研究費の総額に係る税額控除制度における控除税額の上乗せ（当期の法人税額の25%又は40%）に、当期の法人税額に試験研究費割合から10%を控除した割合を2倍した割合（10%を上限とする。）を乗じて計算した金額を上乗せする（現行と同じ。）。</p> <p>② 試験研究費の総額に係る税額控除制度における税額控除率            上記(1)①及び②並びに上記(注3)により算出した率に、その算出した率に控除割増率(注)を乗じて計算した率を加算した率とする（小数点以下3位未満の端数は切捨て）。</p> <p>(注) 上記の「控除割増率」とは、試験研究費割合から10%を控除した割合に0.5を乗じた割合（10%を上限とする。）をいう。</p> <p>③ 中小企業技術基盤強化税制における税額控除率【地方税のみ】            中小企業技術基盤強化税制における税額控除率を、12%又は下記(4)の前段の特例による率に、その率に控除割増率を乗じて計算した率を加算した率とする（小数点以下3位未満の端数は切り捨てた率とし、17%を上限とする。）。</p> <p>(3) 試験研究費の総額に係る税額控除制度の税額控除率の特例            試験研究費の総額に係る税額控除制度の税額控除率（上記(1)及び(2)②）の上限を14%（原則：10%）とする特例の適用期限を2年延長する。</p> <p>(4) 中小企業技術基盤強化税制            増減試験研究費割合が5%を超える場合の特例を増減試験研究費割合が8%を超える場合の特例に見直した上、その適用期限を2年延長する。また、上記(2)②と同様に、試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合に税額控除率を割り増す措置を講ずる。</p> <p>(5) 特別試験研究費の額に係る税額控除制度…次の見直しを行う。</p> <p>① 対象となる特別試験研究費の額            次の要件を満たす企業間の委託研究に要する費用の額を加え、その税額控除率を下記③を除き20%とする。</p> <p>(イ) 受託者の委託に基づき行う業務がその受託者において試験研究に該当するものであること。</p> <p>(ロ) 委託に係る委任契約等においてその委託して行う試験研究の目的とする成果をその委託に係る委任契約等に基づき委託法人が取得するものとされていること。</p> <p>(ハ) 次のいずれかを満たすこと。</p> <p>(a) 委託して行う試験研究が委託法人の基礎研究又は応用研究であること。</p> <p>(b) 委託して行う試験研究が受託者の知的財産権等を利用するものであること。</p> <p>(ニ) 委託に係る委任契約等において、その委託に係る試験研究が委託法人の工業化研究に該当するものでない旨又は受託者の知的財産権等を利用するものである旨その他一定の事項が定められていること。</p> <p>② 国の指定を受けた医薬品等に関する試験研究            特別試験研究費の対象となる国の指定を受けた医薬品等に関する試験研究について、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の改正を前提に、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所からの助成金の交付を受けて行う特定用途医薬品等（注）に関する試験研究を加え、その助成金の交付を受ける法人の常時使用従業員数が1,000人以下であることとの要件を設ける。</p> <p>(注) 「特定用途医薬品等」とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の特定用途医薬品、特定用途医療機器及び特定用途再生医療等製品のうちその用途に係る対象者の数が本邦において5万人未満であるものをいう。</p>	

税 目	内容	細 目	適用時期
法人課税	I. イノベーション促進のための研究開発税制(続)	<p>③ 研究開発型ベンチャー企業との共同研究及び研究開発型ベンチャー企業への上記①の委託研究に係る税額控除率を25%とする。                      (注)「研究開発型ベンチャー企業」とは、産業競争力強化法の新事業開拓事業者でその発行する株式の全部又は一部が同法の認定ベンチャーファンドの組合財産であるものその他これに準ずるものをいう。</p> <p>④ 控除税額の上限を当期の法人税額の10%（現行：5%）に引き上げる。</p> <p>⑤ 特別試験研究費のうち大学等との共同研究に係る費用について、研究開発のプロジェクトマネジメント業務等を担う者の人件費の適用を明確化する。</p> <p>(6) 上記(2)の改組に伴う措置                      上記(2)の改組に伴い、平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る税額控除制度を廃止する。</p> <p>(7) その他                      新設の分割承継法人等に係る調整計算等の適正化その他の所要の整備を行う。</p>	
	II. 中堅・中小・小規模事業者の支援	<p><b>1. 法人税の軽減税率の特例</b>                      中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の適用期限を<b>2年延長</b>する。</p> <p><b>2. 中小企業投資促進税制</b>                      中小企業投資促進税制の適用期限を<b>2年延長</b>する（所得税も同様）。</p> <p><b>3. 中小企業経営強化税制</b>                      中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度（中小企業経営強化税制）について、特定経営力向上設備等の範囲の明確化及び適正化を行った上、その適用期限を<b>2年延長</b>する（所得税も同様）。</p> <p><b>4. 商業・サービス業・農林水産業活性化税制</b>                      特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について、経営改善設備の投資計画の実施を含む経営改善により売上高又は営業利益の伸び率が年2%以上となる見込みであることについて認定経営革新等支援機関等の確認を受けることを適用要件に加えた上、その適用期限を2年延長する（所得税も同様）。                      (注) 平成31年4月1日前に交付を受けた経営改善指導助言書類に係る経営改善設備のうち同年9月30日までに取得等をしたものは、上記の確認を受けることを不要とする経過措置を講ずる。</p> <p><b>5. 地域未来投資促進税制</b>                      地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について、関係法令の改正を前提に、次の措置を講じた上、その適用期限を2年延長する（所得税も同様）。                      (1) 特別償却割合及び税額控除率の引き上げ                      承認地域経済牽引事業について主務大臣の確認を受ける事業年度の前事業年度の付加価値額がその確認を受ける事業年度の前々事業年度の付加価値額より8%以上増加していることとの要件を満たす場合には、その承認地域経済牽引事業の用に供した機械装置及び器具備品について、特別償却率を50%（現行：40%）に、税額控除率を5%（現行：4%）に、それぞれ引き上げる。                      (2) 主務大臣の確認要件の緩和措置                      承認地域経済牽引事業の実施場所が平成29年7月31日以前に発生した特定非常災害により生産活動の基盤に著しい被害を受けた地区である場合において、その計画承認日が特定非常災害発生日から5年（現行：3年）を経過していないときは、その承認地域経済牽引事業の主務大臣の確認要件のうち先進性に係る要件を満たすものとする。                      (3) 適用投資額要件の引き下げ                      適用投資額の上限を80億円（現行：100億円）に引き下げる。</p>	<p>☆別紙資料あり</p> <p>☆別紙資料あり</p> <p>◆ 左記の改正は、平成31年4月1日以後に取得等をする経営改善設備について適用する。</p> <p>☆別紙資料あり</p>

税目	内容	細目	適用時期
法人課税	Ⅱ. 中堅・中小・小規模事業者の支援（続）	<p><b>6. 特定事業継続力強化税制の創設</b></p> <p>中小企業等経営強化法の改正を前提に、青色申告書を提出する中小企業者（適用除外事業者に該当するものを除く。）のうち同法の事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画（仮称）の認定を受けたものが、同法の改正法の施行の日から平成33年3月31日までの間に、その認定に係る事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画に係る特定事業継続力強化設備等の取得等をして、その事業の用に供した場合には、その取得価額の20%の特別償却ができることとする（所得税も同様）。</p> <p>（注1）上記の「中小企業者」とは、中小企業等経営強化法の中小企業者であって租税特別措置法第42条の4第8項第6号の中小企業者その他これに準ずる法人に該当するものをいう。</p> <p>（注2）上記の「特定事業継続力強化設備等」とは、中小企業等経営強化法の事業継続力強化設備等（仮称）として認定事業継続力強化計画又は認定連携事業継続力強化計画（仮称）に記載された機械装置、器具備品及び建物附属設備のうち、一定の規模以上のものをいう。なお、「一定の規模以上のもの」とは、それぞれ次のものをいう。</p> <p>① 機械装置…1台又は1基の取得価額が100万円以上のもの                  ② 器具備品…1台又は1基の取得価額が30万円以上のもの                  ③ 建物附属設備…一の取得価額が60万円以上のもの</p> <p><b>7. みなし大企業の範囲見直し</b></p> <p>法人税関係の中小企業向けの各租税特別措置等におけるみなし大企業の範囲について、次の見直しを行う。</p> <p>① 中小企業等経営強化法の事業再編投資計画の認定に係る投資事業有限責任組合の組合財産である株式を発行した中小企業者について、中小企業投資促進税制、特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度、中小企業経営強化税制、被災代替資産等の特別償却制度及び上記6.の制度のみなし大企業の判定における大規模法人の有する株式又は出資から、その投資事業有限責任組合に係る組合員の出資をした独立行政法人中小企業基盤整備機構の有する株式を除外する。</p> <p>② みなし大企業の判定において、大規模法人に次の法人を加えるとともに、その判定対象となる法人の発行済株式又は出資からその有する自己の株式又は出資を除外する。</p> <p>（イ）大法人の100%子法人                  （ロ）100%グループ内の複数の大法人に発行済株式又は出資の全部を保有されている法人</p> <p>（注）「大法人」とは、資本金の額若しくは出資金の額が5億円以上である法人、相互会社若しくは外国相互会社（常時使用従業員数が1,000人超のものに限る。）又は受託法人をいう。</p>	☆別紙資料あり
	Ⅲ. 頻発する災害への対応	<p><b>1. 東日本震災への対応</b></p> <p>(1) 復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却等                  復興産業集積区域に係る措置について、復興産業集積区域（雇用等被害地域を含む市町村の区域内にあるものに限る。）内において産業集積事業等の用に供した機械装置、建物等及び構築物につき、特別償却率及び税額控除率を引き上げる措置の適用期限を2年延長する（所得税も同様）。</p> <p>(2) 企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却等                  旧緊急時避難準備区域以外の区域につき、福島県知事の認定を受ける期間及び適用期間の末日を避難指示解除日等から7年（現行：5年）を経過する日とする（所得税も同様）。</p> <p>(3) 避難解除区域等において機械等を取得した場合の特別償却等                  旧緊急時避難準備区域以外の区域につき、福島県知事の確認を受ける期間及び適用期間の末日を避難指示解除日等から7年（現行：5年）を経過する日とする（所得税も同様）。</p>	

税 目	内容	細 目	適用時期																																										
法人課税	Ⅲ. 頻発する災害への対応（続）	<p>(4) 復興産業集積区域で被災雇用者等を雇用した場合の税額控除制度 復興産業集積区域（雇用等被害地域を含む市町村の区域内にあるものに限る。）内に所在する産業集積事業所に勤務する被災雇用者等に支給する給与等の額につき、税額控除率を引き上げる措置の適用期限を2年延長する（所得税も同様）。</p> <p>(5) 企業立地促進区域で避難対象雇用者を雇用した場合の税額控除制度 旧緊急時避難準備区域以外の区域につき、福島県知事の認定を受ける期間の末日を避難指示解除日等から7年（現行：3年）を経過する日とする（所得税も同様）。</p> <p>(6) 避難解除区域等で避難対象雇用者等を雇用した場合の税額控除制度 旧緊急時避難準備区域以外の区域につき、福島県知事の確認を受ける期間の末日を避難指示解除日等から7年（現行：3年）を経過する日とする（所得税も同様）。</p> <p>(7) 復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却制度等 中小企業者等に限り、復興産業集積区域（雇用等被害地域を含む市町村の区域内にあるものに限る。）内において開発研究の用に供した開発研究用資産につき、特別償却率を引き上げる措置の適用期限を2年延長する（所得税も同様）。</p> <p>(8) 震災特例法に係る被災代替資産等の特別償却制度 対象資産から漁船以外の船舶を除外した上、その適用期限を2年延長する（所得税も同様）。</p> <p>(9) その他 関係法令の改正を前提に、福島復興再生特別措置法に規定する帰還環境整備推進法人（一定のものに限る。）に対する避難解除区域等のうち一定の区域内にある土地等の譲渡で、その譲渡に係る土地等がその帰還環境整備推進法人が行う帰還環境整備事業計画に記載された土地を集約化する事業の用に供されるものについて、法人の一般の土地譲渡益に対する追加課税制度の適用除外措置（優良住宅地の造成等のための譲渡等に係る適用除外）を適用する。</p>																																											
	Ⅳ. 都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築	<p><b>1. 法人事業税(所得割及び収入割に限る。)の税率の改正</b> 法人事業税の標準税率を次のとおりとし、平成31年10月1日以後に開始する事業年度から適用する。</p> <p>① 資本金の額又は出資金の額（「資本金」という。）1億円超の普通法人の所得割の標準税率</p> <table border="1" data-bbox="653 1602 1479 1772"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>現 行</th> <th>改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年400万円以下の所得</td> <td>1.9%</td> <td>0.4%</td> </tr> <tr> <td>年400万円超年800万円以下の所得</td> <td>2.7%</td> <td>0.7%</td> </tr> <tr> <td>年800万円超の所得</td> <td>3.6%</td> <td>1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 資本金1億円以下の普通法人の所得割の標準税率</p> <table border="1" data-bbox="653 1805 1479 1975"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>現 行</th> <th>改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年400万円以下の所得</td> <td>5%</td> <td>3.5%</td> </tr> <tr> <td>年400万円超年800万円以下の所得</td> <td>7.3%</td> <td>5.3%</td> </tr> <tr> <td>年800万円超の所得</td> <td>9.6%</td> <td>7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 特別法人の所得割の標準税率</p> <table border="1" data-bbox="653 2008 1479 2178"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>現 行</th> <th>改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年400万円以下の所得</td> <td>5%</td> <td>3.5%</td> </tr> <tr> <td>年400万円超の所得</td> <td>6.6%</td> <td>4.9%</td> </tr> <tr> <td>(特定の協同組合等の年10億円超の所得)</td> <td>7.9%</td> <td>5.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 収入金額課税法人の収入割の標準税率</p> <table border="1" data-bbox="653 2211 1479 2321"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>現 行</th> <th>改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気供給業、ガス供給業及び保険業を行う法人の収入金額に対する税率</td> <td>1.3%</td> <td>1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 資本金1億円超の普通法人の所得割の制限税率について、標準税率の1.7倍（現行：1.2倍）に引き上げる措置を講ずる。 (注2) 3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人のうち資本金1,000万円以上であるものの所得割に係る税率については、軽減税率の適用はない。</p>	区 分	現 行	改正案	年400万円以下の所得	1.9%	0.4%	年400万円超年800万円以下の所得	2.7%	0.7%	年800万円超の所得	3.6%	1%	区 分	現 行	改正案	年400万円以下の所得	5%	3.5%	年400万円超年800万円以下の所得	7.3%	5.3%	年800万円超の所得	9.6%	7%	区 分	現 行	改正案	年400万円以下の所得	5%	3.5%	年400万円超の所得	6.6%	4.9%	(特定の協同組合等の年10億円超の所得)	7.9%	5.7%	区 分	現 行	改正案	電気供給業、ガス供給業及び保険業を行う法人の収入金額に対する税率	1.3%	1%	<p>◆ 左記表中の「現行」とは平成31年10月以降に適用することとされている税率に関する規定である。</p>
区 分	現 行	改正案																																											
年400万円以下の所得	1.9%	0.4%																																											
年400万円超年800万円以下の所得	2.7%	0.7%																																											
年800万円超の所得	3.6%	1%																																											
区 分	現 行	改正案																																											
年400万円以下の所得	5%	3.5%																																											
年400万円超年800万円以下の所得	7.3%	5.3%																																											
年800万円超の所得	9.6%	7%																																											
区 分	現 行	改正案																																											
年400万円以下の所得	5%	3.5%																																											
年400万円超の所得	6.6%	4.9%																																											
(特定の協同組合等の年10億円超の所得)	7.9%	5.7%																																											
区 分	現 行	改正案																																											
電気供給業、ガス供給業及び保険業を行う法人の収入金額に対する税率	1.3%	1%																																											

税 目	内容	細 目	適 用 時 期										
法人課税	IV 都市・地方の持続可能な発展のための地方税法体系の構築（続）	<p><b>2. 特別法人事業税(仮称)の創設</b></p> <p>(1) 特別法人事業税(仮称)の基本的な仕組み</p> <p>① 納税義務者等 特別法人事業税(仮称)は、法人事業税(所得割又は収入割)の納税義務者に対して課する<b>国税</b>とする。</p> <p>② 課税標準 法人事業税額(標準税率により計算した所得割額又は収入割額とする。)を課税標準額とする。</p> <p>③ 税率</p> <table border="1" data-bbox="633 633 1522 1018"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(イ)付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって法人事業税を課税される法人の所得割額</td> <td>260%</td> </tr> <tr> <td>(ロ)所得割額によって法人事業税を課税される普通法人等の所得割額</td> <td>37%</td> </tr> <tr> <td>(ハ)所得割額によって法人事業税を課税される特別法人の所得割額</td> <td>34.5%</td> </tr> <tr> <td>(ニ)収入割額によって法人事業税を課税される法人の収入割額</td> <td>30%</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 申告納付 特別法人事業税(仮称)の申告納付は、都道府県に対して、<b>法人事業税と併せて行うものとする。</b></p> <p>⑤ 賦課徴収 特別法人事業税(仮称)の賦課徴収は、都道府県において、法人事業税と併せて行うものとする。</p> <p>⑥ 国への払込み 都道府県は、特別法人事業税(仮称)として納付された額を国の交付税及び譲与税配付金特別会計に払い込むものとする。</p> <p><b>3. 特別法人事業譲与税(仮称)の創設</b></p> <p>特別法人事業税(仮称)の収入額を、用途を限定しない一般財源として都道府県へ譲与する特別法人事業譲与税(仮称)を創設する。 特別法人事業譲与税(仮称)の譲与の基準は以下のとおりとし、平成32年度から譲与する。</p> <p>① 特別法人事業税(仮称)の収入額を人口で按分した額を各都道府県への譲与額とする。</p> <p>② その年度の普通交付税の財源超過団体に対しては、①による譲与額からその譲与額の75%に相当する額(その額がその財源超過団体の財源超過額(①に基づく譲与が行われたとした場合の財源超過額とする。)を超える場合には、その財源超過額)を控除した額を譲与する。</p> <p>③ その年度の普通交付税の財源超過団体以外の都道府県に対しては、②で控除した額をこれらの都道府県の人口で按分した額を①の譲与額に加算した額を譲与する。</p> <p>④ ②の財源超過額は、東京都においては、特別区との合算額を用いる。</p> <p><b>4. その他</b></p> <p>① 上記2.の創設に伴い、法人事業税交付金の交付水準に変動が生じないよう、交付率を100分の7.7(現行:100分の5.4)に引き上げる。その際、交付金の算定基礎から、法人事業税の超過課税分を除く措置を講ずる。</p> <p>② 平成32年2月以降に都道府県から国に払い込まれた地方法人特別税の収入額を上記3.の原資に加える等の所要の措置を講ずる。</p> <p>③ 上記2.及び上記3.については、施行後適当な時期において、施行後の状況を勘案し、必要があると認めるときは、検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>④ 都道府県の財政運営に支障が生じないよう、法人事業税の標準税率の引下げ並びに上記2.及び上記3.の創設により減収が生じる場合に、地方債の発行を可能とする措置を講ずる。</p> <p>⑤ その他所要の措置を講ずる。</p>	区 分	税 率	(イ)付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって法人事業税を課税される法人の所得割額	260%	(ロ)所得割額によって法人事業税を課税される普通法人等の所得割額	37%	(ハ)所得割額によって法人事業税を課税される特別法人の所得割額	34.5%	(ニ)収入割額によって法人事業税を課税される法人の収入割額	30%	<p>◆平成31年10月1日以後に開始する事業年度から適用する。</p> <p>◆左記①の「現行」とは平成31年10月以降に適用することとされている交付率に関する規定である。</p>
区 分	税 率												
(イ)付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって法人事業税を課税される法人の所得割額	260%												
(ロ)所得割額によって法人事業税を課税される普通法人等の所得割額	37%												
(ハ)所得割額によって法人事業税を課税される特別法人の所得割額	34.5%												
(ニ)収入割額によって法人事業税を課税される法人の収入割額	30%												

税 目	内 容	細 目	適 用 時 期
法人課税	V. 円滑・適正な納税のための環境整備	<p>1. 課税所得の範囲の変更に伴う調整措置の見直し</p> <p>① 公益法人等である一般社団法人若しくは一般財団法人又は医療法人が普通法人に移行する場合の所得の金額の計算について、対象となる法人を公益法人等全般とした上、公益法人等が協同組合等に移行する場合についても対象とする。</p> <p>② 普通法人又は協同組合等である一般社団法人若しくは一般財団法人、医療法人又は生産森林組合が公益法人等に移行する場合に解散及び設立があったものとする措置について、対象となる法人を普通法人又は協同組合等全般とする。</p> <p>2. 仮想通貨の評価方法等</p> <p>法人税における仮想通貨の評価方法等について、次のとおり時価法を導入する等の措置を講ずる。</p> <p>① 法人が事業年度末に有する仮想通貨のうち、活発な市場が存在する仮想通貨については、時価評価により評価損益を計上する。</p> <p>② 法人が仮想通貨の譲渡をした場合の譲渡損益については、その譲渡に係る契約をした日の属する事業年度に計上する。</p> <p>③ 仮想通貨の譲渡に係る原価の額を計算する場合における一単位当たりの帳簿価額の算出方法を移動平均法又は総平均法による原価法とし、法定算出方法を移動平均法による原価法とする。</p> <p>④ 法人が事業年度末に有する未決済の仮想通貨の信用取引等については、事業年度末に決済したものとみなして計算した損益相当額を計上する。</p> <p>⑤ その他所要の措置を講ずる。</p> <p>3. 法人設立届出書及び外国普通法人となった旨の届出書</p> <p>定款等の写し以外の書類の添付を要しないこととする。また、収益事業開始届出書について、収益事業の概要等を記載した書類及び合併により設立した法人に係る書類の添付を要しないこととする。</p>	<p>◆平成31年4月1日以後に終了する事業年度分につき適用する。なお、同日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度は会計上、仮想通貨を時価評価していない場合には左記①及び④を適用しないことができる。</p>
	VI. その他の租税特別措置ほか	<p>1. 医療用機器の特別償却制度の見直し</p> <p>次の見直しを行う（所得税についても同様とする。）。</p> <p>① 医療法の構想区域内の配置の効率化又は共同利用を特に図る必要がある特定の医療用機器（病院用のCT及びMRI）について配置効率化等を促すためその適用に当たり次の仕組みを講ずるとともに、対象機器の見直しを行った上、本制度を医療用機器に係る措置として、その適用期限を2年延長する。</p> <p>（イ）更新投資をする場合には、既存機器の有効利用率が一定以上であることにつき都道府県の確認を受けるものとする。</p> <p>（ロ）新增設をする場合には、同様の機器を有しない他の医療機関との共同利用を行うことにつき都道府県の確認等を受けるものとする。</p> <p>（ハ）上記（イ）又は（ロ）の確認等を受けない場合には、地域医療構想調整会議における協議により適当な配置であると認められたことにつき都道府県の確認を受けるものとする。</p> <p>② 医療提供体制の確保に資する勤務時間短縮用設備（注1）に係る措置として、青色申告書を提出する法人で医療保健業を営むものが、平成31年4月1日から平成33年3月31日までの間に、勤務時間短縮用設備のうち一定の規模以上のもの（注2）の取得等をして、その医療保健業の用に供した場合には、その取得価額の15%の特別償却ができることとする。</p> <p>（注1）器具備品（医療用機器を含む。）及びソフトウェアのうち法人の医師勤務時間短縮計画（医療勤務環境改善支援センターの助言を受けて作成する医師の勤務時間を短縮するための計画で、その長及び都道府県による医師の勤務時間の短縮に資するものである旨の確認を受けたものに限る。）に基づき取得等をするものをいう。</p> <p>（注2）1台又は1基の取得価額等が30万円以上のものをいう。</p> <p>③ 地域医療提供体制の確保に資する病床の再編等に係る措置として、青色申告書を提出する法人で医療保健業を営むものが、平成31年4月1日から平成33年3月31日までの間に、構想適合病院用建物等（注）の取得等をして、その医療保健業の用に供した場合には、その取得価額の8%の特別償却ができることとする。</p>	<p>☆別紙資料あり</p>

税 目	内容	細 目	適 用 時 期
法人課税	VI. その他の租税特別措置ほか（続）	<p>(注) 医療法の構想区域等内において取得等をする病院用又は診療所用の建物及びその附属設備のうち、次に掲げる要件のいずれかに該当するもので、その地域医療構想調整会議における協議による方針に基づく病床の機能区分に応じた病床数の増減に資するものであること等につきその構想区域等に係る都道府県の確認を受けたものをいう。</p> <p>イ 既存の病院用又は診療所用の建物及びその附属設備についてその用途を廃止し、これに代わるものとして新たに建設されるものであること。</p> <p>ロ 改修により既存の病院用又は診療所用の建物において一の病床の機能区分に応じた病床数が増加する場合のその改修によるものであること。</p> <p><b>2. 貸倒引当金の特例</b>                      公益法人等又は協同組合等の貸倒引当金の特例は、適用期限の到来をもって廃止する。なお、平成31年4月1日から平成35年3月31日までの間に開始する各事業年度における貸倒引当金の繰入限度額の計算については、現行法による割増率（10%）に対して1年ごとに5分の1ずつ縮小した率による割増しを認める経過措置を講ずる。</p> <p><b>3. 組織再編税制の見直し</b>                      ① 株式交換等の後に株式交換等完全親法人を被合併法人とし、株式交換等完全子法人を合併法人とする適格合併を行うことが見込まれている場合には、その株式交換等に係る適格要件のうち完全支配関係継続要件、支配関係継続要件及び親子関係継続要件について、その適格合併の直前の時までの関係により判定することとする。                      ② 合併、分割及び株式交換に係る適格要件並びに被合併法人等の株主における旧株の譲渡損益の計上を繰り延べる要件のうち、対価に関する要件について、対象となる合併法人等の親法人の株式に合併法人等の発行済株式の全部を間接に保有する関係がある法人の株式を加える（旧株の譲渡損益の繰延要件は、所得税についても同様）。</p> <p><b>4. 役員給与における業績連動給与の手続要件の見直し</b>                      ① 報酬委員会及び報酬諮問委員会（以下「報酬委員会等」という。）における決定等の手続について、次の見直しを行う。                      (イ) 報酬委員会等を設置する法人の業務執行役員が報酬委員会等の委員でないこととの要件を除外し、業務執行役員が自己の業績連動給与の決定等に係る決議に参加していないこととの要件を加える。                      (ロ) 報酬委員会等の委員の過半数が独立社外役員であること及び委員である独立社外役員の全てが業績連動給与の決定に賛成していることとの要件を加える。                      ② 監査役会設置会社における監査役の過半数が適正書面を提出した場合の取締役会の決定及び監査等委員会設置会社における監査等委員の過半数が賛成している場合の取締役会の決定の手続を除外する。</p>	<p>◆平成31年4月1日以後に支給に係る決議をする給与につき適用（同日～平成32年3月31日までの間に支給に係る決議をする給与は現行の手続による業績連動給与の損金算入を認める。）</p>
資産課税	I. 個人版事業承継税制の創設等	<p><b>1. 個人事業者の事業用資産に係る相続税の納税猶予制度の創設</b>                      (1) 概要                      認定相続人(注1)が、平成31年1月1日から平成40年12月31日までの間に、相続等により特定事業用資産(注2)を取得し、事業を継続していく場合には、担保の提供を条件に、その認定相続人が納付すべき相続税額のうち、相続等により取得した<b>特定事業用資産の課税価格に対応する相続税の納税を猶予</b>する。                      (注1) 承継計画に記載された後継者で、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の規定による認定を受けた者をいう。                      (注2) 被相続人の事業（不動産貸付事業等を除く。）の用に供されていた土地（面積400㎡までの部分に限る。）、建物（床面積800㎡までの部分に限る。）及び建物以外の減価償却資産（固定資産税又は営業用として自動車税等の課税対象となっているものその他これらに準ずるものに限る。）で青色申告書に添付される貸借対照表に計上されているものをいう。</p>	<p>◆平成31年1月1日以後に相続等により取得する財産に係る相続税について適用する。</p> <p>☆別紙資料あり</p>

税 目	内容	細 目	適用時期
資 産 課 税	I. 個人版事業承継税制の創設等（続）	<p>(注3) 上記(注1)の「承継計画」とは、認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けて作成された特定事業用資産の承継前後の経営見通し等が記載された計画であって、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの間に都道府県に提出されたものをいう。</p> <p>(2) 猶予税額の計算 非上場株式等の相続税の納税猶予制度の特例と同様とする。</p> <p>(3) 猶予税額の免除</p> <p>① 全額免除 次の場合には、猶予税額の全額を免除する。 (イ) 認定相続人が、その死亡の時まで、特定事業用資産を保有し、事業を継続した場合 (ロ) 認定相続人が一定の身体障害等に該当した場合 (ハ) 認定相続人について破産手続開始の決定があった場合 (ニ) 相続税の申告期限から5年経過後に、次の後継者へ特定事業用資産を贈与し、その後継者がその特定事業用資産について贈与税の納税猶予制度（下記2.）の適用を受ける場合</p> <p>② 一部免除 次の場合には、非上場株式等についての相続税の納税猶予制度の特例に準じて、猶予税額の一部を免除する。 (イ) 同族関係者以外の者へ特定事業用資産を一括して譲渡する場合 (ロ) 民事再生計画の認可決定等があった場合 (ハ) 経営環境の変化を示す一定の要件（注）を満たす場合において、特定事業用資産の一括譲渡又は特定事業用資産に係る事業の廃止をするとき （注）非上場株式等についての相続税の納税猶予制度の特例に準じた要件とする。</p> <p>③ 上記①(ハ)又は②の場合には、過去5年間に認定相続人の青色事業専従者に支払われた給与等で必要経費として認められない額は免除しない。</p> <p>(4) 猶予税額の納付</p> <p>① 認定相続人が特定事業用資産に係る事業を廃止した場合等には、猶予税額の全額を納付する。</p> <p>② 認定相続人が、特定事業用資産の譲渡等をした場合には、その譲渡等をした部分に対応する猶予税額を納付する。</p> <p>(5) 利子税の納付 上記(4)により、猶予税額の全部又は一部を納付する場合には、その納付税額について相続税の法定申告期限からの利子税（年3.6%）（利子税の特例（貸出約定平均利率の年平均が0.6%の場合）を適用した場合には、年0.7%）を併せて納付する。</p> <p><b>2. 個人事業者の事業用資産に係る贈与税の納税猶予制度の創設</b></p> <p>(1) 概要 認定受贈者（18歳（平成34年3月31日までの贈与については、20歳）以上である者に限る。以下同じ。）が、平成31年1月1日から平成40年12月31日までの間に、贈与により特定事業用資産を取得し、事業を継続していく場合には、担保の提供を条件に、その認定受贈者が納付すべき贈与税額のうち、贈与により取得した特定事業用資産の課税価格に対応する贈与税の納税を猶予する。 なお、認定受贈者が贈与者の直系卑属である推定相続人以外の者であっても、その贈与者がその年1月1日において60歳以上である場合には、相続時精算課税の適用を受けることができる。</p> <p>(2) 猶予税額の納付、免除等は、相続税の納税猶予制度と同様とする。</p> <p>(3) 贈与者死亡時の取扱い 贈与者の死亡時には、特定事業用資産（既に納付した猶予税額に対応する部分を除く。）をその贈与者から相続等により取得したものとみなし、贈与時の時価により他の相続財産と合算して相続税を計算する。 その際、都道府県の確認を受けた場合には、相続税の納税猶予の適用を受けることができる。</p>	<p>◆平成31年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用する。</p>



税 目	内容	細 目	適用時期
資 産 課 税	I. 個人版事業承継税制の創設等(続)	<p><b>3. 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の見直し</b></p> <p>小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例について、特定事業用宅地等の範囲から、<b>相続開始前3年以内に事業の用に供された宅地等</b>（その宅地等の上で事業の用に供されている減価償却資産の価額が、その宅地等の相続時の価額の15%以上である場合を除く。）を除外する。</p>	<p>◆平成31年4月1日以後に相続等により取得する財産に係る相続税につき適用する。ただし、同日前から事業の用に供されている宅地等は適用しない。</p> <p>☆別紙資料あり</p>
	II. 教育資金の一括贈与・非課税措置の見直し	<p><b>1. 直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置</b></p> <p>次の措置を講じた上、その適用期限を2年延長する。</p> <p>(1) 受贈者の所得制限</p> <p>信託等をする日の属する年の前年の<b>受贈者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には</b>、当該信託等により取得した信託受益権等については、本措置の適用を受けることができないこととする。</p> <p>(注) 平成31年4月1日以後に信託等により取得する信託受益権等に係る贈与税について適用する。</p> <p>(2) 教育資金の範囲の見直し</p> <p>学校等以外の者に支払われる金銭で受贈者が23歳に達した日の翌日以後に支払われるもののうち、教育に関する役務提供の対価、スポーツ・文化芸術に関する活動等に係る指導の対価、これらの役務提供又は指導に係る物品の購入費及び施設の利用料を除外する。ただし、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講するための費用は除外しない。</p> <p>(注) 平成31年7月1日以後に支払われる教育資金につき適用する。</p> <p>(3) 贈与者が死亡した場合のみなし規定</p> <p>信託等をした日から教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合（その死亡の日において次のいずれかに該当する場合を除く。）において、受贈者がその贈与者からその死亡前3年以内に信託等により取得した信託受益権等について本措置の適用を受けたことがあるときは、その死亡の日における管理残額(注1)を、その<b>受贈者がその贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなす。</b></p> <p>① その受贈者が23歳未満である場合</p> <p>② その受贈者が学校等に在学している場合</p> <p>③ その受贈者が教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合</p> <p>(注1) 非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額のうち、贈与者からその死亡前3年以内に信託等により取得した信託受益権等の価額に対応する金額をいう。</p> <p>(注2) 平成31年4月1日以後に贈与者が死亡した場合について適用する。ただし、同日前に信託等により取得した信託受益権等の価額は、上記(注1)の信託受益権等の価額に含まれないものとする。</p> <p>(4) 教育資金管理契約の終了事由の例外</p> <p>教育資金管理契約の終了事由について、受贈者が30歳に達した場合においても、その達した日において上記(3)②又は③のいずれかに該当するときは教育資金管理契約は終了しないものとし、その達した日の翌日以後については、その年において上記(3)②若しくは③のいずれかに該当する期間がなかった場合におけるその年12月31日又はその受贈者が40歳に達する日のいずれか早い日に教育資金管理契約が終了するものとする。</p> <p>(注) 平成31年7月1日以後に受贈者が30歳に達する場合について適用する。</p>	<p>☆別紙資料あり</p>

税 目	内 容	細 目	適 用 時 期
資 産 課 税	Ⅲ 子 育 て 資 金 等 贈 与 非 課 税 措 置	<p>1. 結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税非課税措置の見直し 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の措置を講じた上、その適用期限を2年延長する。</p> <p>(1) 受贈者の所得制限 信託等をする日の属する年の前年の受贈者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、その信託等により取得した信託受益権等については、本措置の適用を受けることができないこととする。</p> <p>(2) その他 その他所要の措置を講ずる。</p>	<p>◆平成31年4月1日以後に信託等により取得する信託受益権等に係る贈与税につき適用する。</p> <p>☆別紙資料あり</p>
	Ⅳ 租 税 特 別 措 置 等	<p>1. 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、次の措置を講ずる（特例制度についても同様とする。）。</p> <p>① 贈与税の納税猶予における受贈者の年齢要件を18歳以上（現行：20歳以上）に引き下げる。</p> <p>② 一定のやむを得ない事情により認定承継会社等が資産保有型会社・資産運用型会社に該当した場合においても、その該当した日から6月以内にこれらの会社に該当しなくなったときは、納税猶予の取消事由に該当しないものとする。</p> <p>③ 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の適用を受ける場合には贈与税の納税猶予の免除届出の添付書類を不要とする等、手続の簡素化を行う。</p> <p>2. 登録免許税の軽減措置 土地の売買による所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を2年延長する。</p> <p>3. 土地及び償却資産に係る固定資産税・都市計画税の特例措置の創設 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に規定する地域福祉増進事業を実施する者がその事業の用に供する一定の土地及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税について、課税標準を最初の5年間価格の3分の2とする特例措置を平成33年3月31日まで講ずる。</p> <p>4. サ高住に係る固定資産税の減額措置 新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限を2年延長する。</p> <p>5. 被災地域内で取得等をした償却資産に係る固定資産税の特例 東日本大震災により滅失・損壊した償却資産に代わるものとして一定の被災地域内で取得等をした償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。</p> <p>6. 宅建業者が取得した既存住宅等に係る不動産取得税の減額措置 宅地建物取引業者が取得した既存住宅及びその既存住宅の用に供する土地について、一定の増改築等を行った上、取得の日から2年以内に耐震基準適合要件を満たすもの等として個人に販売し、自己の居住の用に供された場合に係る不動産取得税の減額措置について、対象工事に居室の窓の断熱改修工事又はこれと併せて行う天井、壁若しくは床の断熱改修工事で、改修後の住宅全体の省エネ性能が断熱等性能等級4又は一次エネルギー消費量等級4以上及び断熱等性能等級3となるものを加えた上、その適用期限を2年延長する。</p> <p>7. サ高住に係る不動産取得税の減額措置 新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る不動産取得税の課税標準の特例措置及びその住宅の用に供する土地に係る不動産取得税の減額措置の適用期限を2年延長する。</p>	<p>◆平成34年4月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税につき適用する。</p>

税 目	内容	細 目	適用時期
資 産 課 税	V. その他	<p><b>1. 相続税の未成年者控除</b> 相続税の未成年者控除の対象となる相続人の年齢を <b>18 歳未満</b>（現行：20 歳未満）に引き下げる。</p> <p><b>2. 受贈者の年齢要件の引き下げ</b> 次に掲げる制度における受贈者の年齢要件を <b>18 歳以上</b>（現行：20 歳以上）に引き下げる。 ① 相続時精算課税制度 ② 直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例 ③ 相続時精算課税適用者の特例 ④ 非上場株式等に係る贈与税の納税猶予制度（特例制度も同様）（再掲）</p> <p><b>3. 民法（相続関係）の改正に伴う措置</b> <b>(1) 配偶者居住権の評価</b> 相続税における配偶者居住権等の評価額を次のとおりとする。 ① 配偶者居住権 <math display="block">\text{建物の時価} - \text{建物の時価} \times \frac{\text{残存耐用年数} - \text{存続年数}}{\text{残存耐用年数}}</math> × 存続年数に応じた民法の法定利率による複利現価率 ② 配偶者居住権が設定された建物（「居住建物」）の所有権 建物の時価 - 配偶者居住権の価額 ③ 配偶者居住権に基づく居住建物の敷地の利用に関する権利 土地等の時価 - 土地等の時価 × 存続年数に応じた民法の法定利率による複利現価率 ④ 居住建物の敷地の所有権等 土地等の時価 - 敷地の利用に関する権利の価額 （注1）上記の「建物の時価」及び「土地等の時価」は、それぞれ配偶者居住権が設定されていない場合の建物の時価又は土地等の時価とする。 （注2）上記の「残存耐用年数」とは、居住建物の所得税法に基づいて定められている耐用年数（住宅用）に 1.5 を乗じて計算した年数から居住建物の築後経過年数を控除した年数をいう。 （注3）上記の「存続年数」とは、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める年数をいう。 （イ）配偶者居住権の存続期間が配偶者の終身の間である場合 配偶者の平均余命年数 （ロ）（イ）以外の場合 遺産分割協議等により定められた配偶者居住権の存続期間の年数（配偶者の平均余命年数を上限とする。） （注4）残存耐用年数又は残存耐用年数から存続年数を控除した年数が零以下となる場合には、上記①の「分数式」の割合は零とする。 ⑤ 物納劣後財産の範囲に居住建物及びその敷地を加える。 ⑥ 配偶者居住権の設定の登記について、居住建物の価額（固定資産税評価額）に対し 1,000 分の 2 の税率により登録免許税を課税する。</p> <p><b>(2) 特別寄与料</b> 特別寄与料に係る課税について、次のとおりとする。 ① 特別寄与者が支払を受けるべき特別寄与料の額が確定した場合には、その特別寄与者が、その特別寄与料の額に相当する金額を <b>被相続人から遺贈により取得したものとみなして</b>、相続税を課税する。 ② 上記①の事由が生じたため新たに相続税の申告義務が生じた者は、その事由が生じたことを <b>知った日から 10 月以内</b>に相続税の申告書を提出しなければならない。 ③ 相続人が支払うべき特別寄与料の額は、その相続人に係る <b>相続税の課税価格から控除</b>する。 ④ 相続税の更正の請求の特則等の対象に上記①の事由を加える。</p> <p><b>(3) 遺留分制度の見直しに伴う措置</b> 遺留分制度の見直しに伴う所要の措置を講ずる（所得税も同様）。</p>	<p>◆左記 1 及び 2 の改正は平成 34 年 4 月 1 日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用する。</p>

税目	内容	細目	適用時期																																																		
資産課税	V. その他(続)	<b>4. 住民票の添付不要措置</b> 次に掲げる書類について、住民票の写しの添付を要しないこととする。 ① 相続時精算課税選択届出書 ② 障害者非課税信託申告書	◆平成32年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税につき適用																																																		
消費課税	I. 車体課税	<b>1. 車体課税の見直し</b> <b>【国税】</b> (1) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車に係る自動車重量税の免税等の特例措置（いわゆる「自動車重量税のエコカー減税」）について、所要の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。 (2) 揮発油税及び地方揮発油税の税率を次のとおりとする。 <table border="1" data-bbox="616 817 1522 1037"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行</th> <th>改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>揮発油税</td> <td>48,600円 (本則税率：24,300円)</td> <td>48,300円 (本則税率：24,000円)</td> </tr> <tr> <td>地方揮発油税</td> <td>5,200円 (本則税率：4,400円)</td> <td>5,500円 (本則税率：4,700円)</td> </tr> </tbody> </table> (注) いずれも1klあたりの税率 <b>【地方税】</b> (1) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車（新車に限る。）の取得に対して課する自動車取得税に係る特例措置（いわゆる「自動車取得税のエコカー減税」）について、所要の見直しを行った上、その適用期限を6月延長する。 (2) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車（新車を除く。）の取得に対して課する自動車取得税の課税標準の特例措置について、その適用期限を6月延長する。 (3) 平成31年10月1日に導入される環境性能割について、所要の見直しを行う。 (4) 平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間に取得した自家用乗用車に係る環境性能割について、次のとおり税率1%分を軽減する特例措置を講ずる。また、この措置による減収については、全額国費で補填する。 <table border="1" data-bbox="616 1602 1522 1767"> <thead> <tr> <th>本措置を講ずる前の税率</th> <th>本措置を講じた後の税率等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1%</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>2%</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td>3%</td> <td>2%</td> </tr> </tbody> </table> (5) 自家用乗用車（三輪の小型自動車を除く。）に係る種別割の税率を次のとおりとし、平成31年10月1日以後に新車新規登録を受けたものから適用する。 <table border="1" data-bbox="653 1882 1406 2315"> <thead> <tr> <th>総排気量</th> <th>現行</th> <th>改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000cc 以下</td> <td>29,500円</td> <td>25,000円</td> </tr> <tr> <td>1,000cc 超 1,500cc 以下</td> <td>34,500円</td> <td>30,500円</td> </tr> <tr> <td>1,500cc 超 2,000cc 以下</td> <td>39,500円</td> <td>36,000円</td> </tr> <tr> <td>2,000cc 超 2,500cc 以下</td> <td>45,000円</td> <td>43,500円</td> </tr> <tr> <td>2,500cc 超 3,000cc 以下</td> <td>51,000円</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>3,000cc 超 3,500cc 以下</td> <td>58,000円</td> <td>57,000円</td> </tr> <tr> <td>3,500cc 超 4,000cc 以下</td> <td>66,500円</td> <td>65,500円</td> </tr> <tr> <td>4,000cc 超 4,500cc 以下</td> <td>76,500円</td> <td>75,500円</td> </tr> <tr> <td>4,500cc 超 6,000cc 以下</td> <td>88,000円</td> <td>87,000円</td> </tr> <tr> <td>6,000cc 超</td> <td>111,000円</td> <td>110,000円</td> </tr> </tbody> </table> (6) 自動車税において講じている燃費性能等の優れた自動車の税率を軽減し、一定年数を経過した自動車の税率を重くする特例措置（いわゆる「自動車税のグリーン化特例」）について、所要の措置を講ずる。 ※ 軽自動車税環境性能割、軽自動車税種別割、自動車重量譲与税及び地方揮発油譲与税については内容省略		現行	改正案	揮発油税	48,600円 (本則税率：24,300円)	48,300円 (本則税率：24,000円)	地方揮発油税	5,200円 (本則税率：4,400円)	5,500円 (本則税率：4,700円)	本措置を講ずる前の税率	本措置を講じた後の税率等	1%	非課税	2%	1%	3%	2%	総排気量	現行	改正案	1,000cc 以下	29,500円	25,000円	1,000cc 超 1,500cc 以下	34,500円	30,500円	1,500cc 超 2,000cc 以下	39,500円	36,000円	2,000cc 超 2,500cc 以下	45,000円	43,500円	2,500cc 超 3,000cc 以下	51,000円	50,000円	3,000cc 超 3,500cc 以下	58,000円	57,000円	3,500cc 超 4,000cc 以下	66,500円	65,500円	4,000cc 超 4,500cc 以下	76,500円	75,500円	4,500cc 超 6,000cc 以下	88,000円	87,000円	6,000cc 超	111,000円	110,000円	◆平成46年4月1日から施行する。
	現行	改正案																																																			
揮発油税	48,600円 (本則税率：24,300円)	48,300円 (本則税率：24,000円)																																																			
地方揮発油税	5,200円 (本則税率：4,400円)	5,500円 (本則税率：4,700円)																																																			
本措置を講ずる前の税率	本措置を講じた後の税率等																																																				
1%	非課税																																																				
2%	1%																																																				
3%	2%																																																				
総排気量	現行	改正案																																																			
1,000cc 以下	29,500円	25,000円																																																			
1,000cc 超 1,500cc 以下	34,500円	30,500円																																																			
1,500cc 超 2,000cc 以下	39,500円	36,000円																																																			
2,000cc 超 2,500cc 以下	45,000円	43,500円																																																			
2,500cc 超 3,000cc 以下	51,000円	50,000円																																																			
3,000cc 超 3,500cc 以下	58,000円	57,000円																																																			
3,500cc 超 4,000cc 以下	66,500円	65,500円																																																			
4,000cc 超 4,500cc 以下	76,500円	75,500円																																																			
4,500cc 超 6,000cc 以下	88,000円	87,000円																																																			
6,000cc 超	111,000円	110,000円																																																			

税 目	内 容	細 目	適 用 時 期
消 費 課 税	Ⅱ. そ の 他	<p><b>1. 外国人旅行者向け消費税免税制度</b> 外国人旅行者向け消費税免税制度（輸出物品販売場制度）について、次の見直しを行う。</p> <p>① 臨時販売場に係る届出制度の創設 （イ）7月以内の期間を定めた臨時販売場を設置しようとする事業者（既に輸出物品販売場の許可を受けている事業者に限る。）が、その設置日の前日までにその設置期間等を記載した届出書とその納税地を所轄する税務署長に提出したときは、その臨時販売場を輸出物品販売場とみなすこととする。 （ロ）上記（イ）の適用を受けようとする事業者は、あらかじめその納税地を所轄する税務署長の承認を受けなければならないこととする。 （注）上記の臨時販売場に係る届出制度の創設に伴い、外航クルーズ船が寄港する港湾における輸出物品販売場に係る届出制度を廃止する。</p> <p>② 手続委託型輸出物品販売場許可申請書について、承認免税手続事業者の承認通知書の写しの添付を要しないこととする。</p> <p><b>2. 金地金等の密輸に対応するための消費税の仕入税額控除制度の見直し</b></p> <p>① 密輸品と知りながら行った課税仕入れについて、仕入税額控除制度の適用を認めないこととする。</p> <p>② 金又は白金の地金の課税仕入れについて、本人確認書類の写しの保存を仕入税額控除の要件に加える。 （注）上記①の改正は平成31年4月1日以後に国内において事業者が行う課税仕入れについて、上記②の改正は同年10月1日以後に国内において事業者が行う課税仕入れについて、それぞれ適用する。</p>	<p>◆平成31年7月1日以後に行われる課税資産の譲渡等について適用する。</p> <p>◆左記の承認は平成31年5月1日からその申請を受け付けることとする。</p>
国 際 課 税	Ⅰ. 過 大 支 払 利 子 税 制 の 見 直 し	<p><b>1. 関連者等に係る純支払利子等の課税の特例</b> 関連者等に係る純支払利子等の課税の特例（いわゆる「過大支払利子税制」）について、次の見直しを行う。</p> <p>(1) 対象となる純支払利子等の額 その事業年度における対象支払利子等の額（支払利子等の額から対象外支払利子等の額を控除した残額をいう。以下同じ。）の合計額からこれに対応するものとして計算した受取利子等の額の合計額（以下「控除対象受取利子等合計額」という。）を控除した残額（以下「対象純支払利子等の額」という。）を本税制の対象とする。</p> <p>(2) 対象外支払利子等の額 上記(1)の「対象外支払利子等の額」とは、次に掲げる支払利子等の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（注）をいう。 （注）一定の関連者が他の者を通じてその法人に資金供与したと認められる場合その他の場合におけるその他の者に対する支払利子等の額を除く。</p> <p>① ②に掲げる支払利子等以外の支払利子等…次に掲げる金額 （イ）支払利子等を受ける者においてわが国の課税所得に含まれる支払利子等の額 （ロ）一定の公共法人に対する支払利子等の額 （ハ）借入れと貸付けの対応関係が明らかな債券現先取引等に係る支払利子等の額（（イ）及び（ロ）に掲げる金額を除く。）</p> <p>② 特定債券利子等（その法人が発行した債券（その取得をした者が実質的に多数でないものを除く。）に係る支払利子等で非関連者に対するものをいう。以下同じ。）…債券ごとに次のいずれかの金額 （イ）その支払の時に源泉徴収が行われ、又はその特定債券利子等を受ける者においてわが国の課税所得に含まれる特定債券利子等の額及び一定の公共法人に対する特定債券利子等の額 （ロ）次に掲げる債券の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 （a）国内で発行された債券 特定債券利子等の額の95%に相当する金額 （b）国外で発行された債券 特定債券利子等の額の25%に相当する金額</p>	<p>◆平成32年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用する（下記(6)②を除く）。</p> <p>◆下記(6)②の改正は平成32年4月1日以後に確定申告書等の提出期限が到来する法人税につき適用する。</p>

税 目	内容	細 目	適用時期
国際課税	I. 過大支払利子税制の見直し(続)	<p>(3) 調整所得金額 調整所得金額の計算上、当期の所得金額に加算する金額から受取配当等の益金不算入額及び外国子会社配当等の益金不算入額を除外し、当期の所得金額から減算する金額から法人税額から控除する所得税額の損金不算入額を除外するほか、匿名組合契約の営業者の調整所得金額の計算について所要の措置を講ずる。</p> <p>(4) 損金不算入額 その事業年度における対象純支払利子等の額が調整所得金額の20%（現行：50%）を超える場合には、その超える部分の金額に相当する金額は、損金の額に算入しないこととする。</p> <p>(5) 適用免除基準 次のいずれかに該当する場合には、本税制を適用しないこととする。 ① その事業年度における対象純支払利子等の額が2,000万円以下（現行：1,000万円以下）であること。 ② その事業年度におけるイに掲げる金額のロに掲げる金額に対する割合が20%以下であること。 （イ）内国法人及びその内国法人との間に発行済株式等の50%超を保有する等の関係のある他の内国法人の対象純支払利子等の額の合計額から対象純受取利子等の額の合計額を控除した残額 （ロ）内国法人及び当該内国法人との間に発行済株式等の50%超を保有する等の関係のある他の内国法人の調整所得金額の合計額から調整損失金額の合計額を控除した残額 （注）適用免除に係る「その事業年度における関連者支払利子等の額の合計額が総支払利子等の額の50%以下である」旨の要件は廃止</p> <p>(6) 超過利子額の損金算入 ① その事業年度における対象純支払利子等の額が調整所得金額の20%（現行：50%）に満たない場合において、前7年以内に開始した事業年度に本税制の適用により損金不算入とされた金額（以下「超過利子額」という。）があるときは、その対象純支払利子等の額と調整所得金額の20%（現行：50%）に相当する金額との差額を限度として、当該超過利子額に相当する金額を損金の額に算入する。 ② 上記①について、修正申告書又は更正請求書にその適用を受ける金額等を記載した書類の添付がある場合にもその適用を受けることができることとする等の見直しを行う。</p>	
	II. 移転価格税制の見直し	<p>1. 国外関連者との取引に係る課税の特例 国外関連者との取引に係る課税の特例（いわゆる「移転価格税制」）について、「BEPSプロジェクト」の勧告により改訂されたOECD移転価格ガイドライン等を踏まえ、次の見直しを行う。</p> <p>(1) 移転価格税制の対象となる無形資産の明確化 移転価格税制の対象となる無形資産は、法人が有する資産のうち、有形資産及び金融資産（現金、預貯金、有価証券等）以外の資産で、独立の事業者の間で通常の取引の条件に従って譲渡・貸付け等が行われるとした場合に対価の支払が行われるべきものとする。</p> <p>(2) 独立企業間価格の算定方法の整備 独立企業間価格の算定方法（以下「価格算定方法」という。）として、OECD移転価格ガイドラインにおいて比較対象取引が特定できない無形資産取引等に対する価格算定方法として有用性が認められているディスカウント・キャッシュ・フロー法（DCF法）を加える。 これに伴い、独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類の提出等がない場合の推定課税における価格算定方法に、国税当局の当該職員が国外関連取引の時に知り得る状態にあった情報を基にしてDCF法により算定した金額を独立企業間価格とする方法を加える。</p> <p>(3) 評価困難な無形資産に係る取引（特定無形資産取引）に係る価格調整措置の導入…省略</p> <p>(4) 移転価格税制に係る更正期間等の延長…省略</p> <p>(5) 差異調整方法の整備…省略</p>	◆平成32年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税及び平成33年分以後の所得税について適用する。

税 目	内 容	細 目	適 用 時 期
国際課税	<p>Ⅲ. 外国子会社合算税制の見直し</p>	<p>1. 内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例                      内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例（いわゆる「外国子会社合算税制」）について、次の見直しを行う。（詳細省略）</p> <p>(1) 特定外国関係会社</p> <p>① ペーパー・カンパニーの範囲から、次の外国関係会社を除外する。                      (イ) 持株会社である一定の外国関係会社                      (ロ) 不動産保有に係る一定の外国関係会社                      (ハ) 資源開発等プロジェクトに係る一定の外国関係会社</p> <p>② ペーパー・カンパニーの判定における保険委託者特例について、所要の措置を講ずる。</p> <p>③ 事実上のキャッシュ・ボックスの範囲に、その事業年度における非関連者等からの一定の収入保険料の合計額の収入保険料の合計額に対する割合が10%未満である外国関係会社該当する外国関係会社で、かつ、その事業年度における収入保険料に係る非関連者等に対する一定の支払再保険料の合計額の収入保険料の合計額に対する割合が50%未満である外国関係会社を加える。</p> <p>(2) 対象外国関係会社（非関連者基準）                      保険業を主たる事業とする外国関係会社の非関連者基準の判定について、所要の措置を講ずる。</p> <p>(3) 会社単位の合算課税制度における適用対象金額の見直し</p> <p>(4) 適用免除基準における租税負担割合の見直し</p> <p>(5) 部分合算課税制度における部分適用対象金額の見直し</p> <p>(6) 二重課税調整の見直し</p> <p>① 外国関係会社が本店所在地国で連結納税等を適用している場合の外国税額控除の計算</p> <p>② 外国子会社からの配当等に係る二重課税調整の適用要件</p>	<p>◆内国法人の平成31年4月1日以後に終了する事業年度の合算課税（外国関係会社の平成30年4月1日以後に開始する事業年度に係るものに限る。）につき適用する（左記(1)③、(5)及び(6)②を除く）。</p> <p>◆左記(1)③及び(5)の改正は外国関係会社の平成31年4月1日以後に開始する事業年度につき適用する。</p> <p>◆左記(6)②の改正は、内国法人の平成31年4月1日以後に確定申告書等の提出期限が到来する法人税につき適用する。</p>
	<p>Ⅳ. 東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連</p>	<p>1. 非居住者及び外国法人に係る課税の特例の創設</p> <p>(1) 非居住者の給与等及び報奨金等の非課税                      平成32年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会（以下「大会」という。）に参加する選手である非居住者の一定の給与等及び報奨金等並びに大会に参加する選手団に属する非居住者及び審判員である非居住者その他大会の円滑な準備又は運営に関する一定の業務（(2)において「大会関連業務」という。）を行う非居住者の一定の給与等については、所得税を課さない。</p> <p>(2) 外国法人の使用料及び一定の恒久的施設帰属所得の非課税                      大会を主催する外国法人、大会の放送に係る映像の制作等を行う外国法人、大会の放送に関する権利を有する外国法人、大会の競技に係る計測等又は結果の集計等を行う外国法人その他の大会関連業務を行う外国法人が支払を受ける一定の使用料及びその一定の恒久的施設帰属所得については、それぞれ所得税及び法人税を課さない。</p> <p>(3) 確定申告書等の提出不要措置                      上記(2)の外国法人の法人税の課税対象とされる国内源泉所得に係る所得の金額の全部につき法人税が非課税とされる場合に確定申告書等の提出を不要とする等の所要の措置を講ずる。</p>	
納税環境整備	<p>Ⅰ. 証券口座情報の効率的な利用</p>	<p>1. 番号が付された証券口座情報の効率的な利用に係る措置                      個人番号又は法人番号（以下「番号」という。）が付された証券口座に係る顧客の情報を税務上効率的に利用できるよう、次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 証券会社等の口座管理機関                      証券口座に係る顧客の情報を番号により検索することができる状態で管理しなければならないこととする。</p> <p>(2) 振替機関                      証券口座に係る顧客の情報を番号により検索することができる状態で管理しなければならないこととするとともに、調書を提出すべき者（株式等の発行者又は口座管理機関に限る。）から証券口座に係る顧客の番号その他の情報の提供を求められたときは、これらの情報を提供するものとする。</p>	<p>◆平成32年4月1日から施行する。</p>

税 目	内容	細 目	適用時期
納税環境整備	Ⅱ. 情報照会手続の整備	<p>税務当局による情報照会の仕組みについて、次のとおり整備を行う。</p> <p><b>1. 事業者等への協力要請</b>                      国税庁等の当該職員は、事業者及び特別の法律により設立された法人に、国税に関する調査（犯則事件の調査を除く。以下同じ。）に関し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めることができることを法令上明確化する。</p> <p><b>2. 事業者等への報告の求め</b>                      ① 所轄国税局長は、所定の要件の全てを満たす場合には、事業者、官公署又は特別の法律により設立された法人（以下「事業者等」という。）に特定取引者の氏名又は名称、住所又は居所及び個人番号又は法人番号につき、60日を超えない範囲内においてその準備に通常要する日数を勘案して定める日までに報告を求めることができることとする。                      （注1）「所轄国税局長」とは、事業者等の所在地を所轄する国税局長をいう。                      （注2）「特定取引者」とは、事業者等との取引（事業者等を介して行われる取引を含む。以下「特定取引」という。）を行う不特定の者をいう。なお、下記（注3）（a）に該当する場合にあっては、年間1,000万円の課税標準を生じ得る取引金額を超える特定取引を行う者に限る。                      ② 所轄国税局長は、上記①の報告の求めを行う場合には、事業者等の事務負担に配慮するとともに、報告を求める事項を書面で事業者等に通知しなければならないこととする。                      （注）上記①の報告の求めに対する拒否又は虚偽報告については、検査拒否等の場合と同様の罰則を設ける。                      ③ 上記①の報告の求めについては、処分として不服申立て又は訴訟の対象とするほか、所要の措置を講ずる。</p>	◆平成32年1月1日以後に行う協力又は報告の求めについて適用する。
	Ⅲ. eLTAX 障害発生時の措置	<p>eLTAX（地方税のオンライン手続のためのシステム）に障害が発生した場合の申告等に係る期限について、迅速かつ全国統一的な対応を行うため、次の見直しを行う等の所要の措置を講ずる。</p> <p>（1）総務大臣は、eLTAXの障害によって多くの納税者が期限までに申告等を行うことができないと認めるときは、告示を行うことにより、その期限を延長することができることとする。</p> <p>（2）地方税共同機構（eLTAXの運営主体）は、eLTAXの障害が生じたときは、遅滞なく総務大臣に報告しなければならないこととする。</p>	
	Ⅳ. 大法人の電子申告の義務化	<p>大法人の電子申告義務化に伴い、以下の措置を講ずる。</p> <p><b>1. 申告書の添付書類の提出方法の柔軟化等</b>                      申告書の電子情報処理組織による提出義務の創設に伴う申告書の添付書類の提出方法の柔軟化及び電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合に次の宥恕措置を講ずる。                      （1）光ディスク等による提出                      大法人が法人住民税及び法人事業税の確定申告書、中間申告書及び修正申告書を提出する際の添付書類の提出については、その添付書類に記載すべきものとされ、又は記載されている事項を電子情報処理組織を使用する方法に加えて、その事項を記録した光ディスク等を提出する方法により提供することができることとする。                      （2）書面による提出                      上記（1）の大法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合において、書面により上記（1）の申告書を提出することができることと認められるときは、地方団体の長の承認を受けて、上記（1）の申告書及び添付書類を書面により提出できることとする。</p>	◆平成32年4月1日から適用する。



税 目	内容	細 目	適用時期
納税環境整備	IV. 大法人の電子申告の義務化（続）	<p>(3) 地方団体の長のみなし承認 上記(1)の大法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合において、書面により法人税及び地方法人税の確定申告書、中間申告書及び修正申告書を提出することができることと認められ、これらの申告書を書面により提出することについて、納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、上記(1)の申告書の書面による提出について、上記(2)の地方団体の長の承認があったものとみなす。</p> <p>(4) 総務大臣による告示があった場合 総務大臣が、e L T A Xの障害により、上記(1)の大法人が上記(1)の申告書を電子情報処理組織を使用する方法により提出することが困難であると認めた場合において、告示を行ったときは、上記(1)の大法人は、上記(1)の申告書及び添付書類を書面により提出できることとする。</p>	
	V. その他	<p>1. 税理士試験受験資格申請書等の添付書類 税理士試験受験資格認定申請書及び税理士試験免除申請書について、住民票の写しの添付を要しないこととする。 (注) 平成31年4月1日以後に提出する申請書について適用する。</p> <p>2. マイナポータルを利用した申請等を行う場合の電子署名等 マイナポータルを利用して電子情報処理組織により法人設立届出書等の設立関係書類の申請等を行う場合において、その設立関係書類への記載事項等をマイナポータルに入力して送信する際に電子署名及び電子証明書の送信を行うときは、その設立関係書類の情報について電子署名及び電子証明書の送信を要しないこととする。</p> <p>3. 電子帳簿保存等の見直し 国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存制度及びスキャナ保存制度について、次の見直しを行うこととする。 ① 新たに業務を開始した個人の承認申請書について、業務を開始した日から2月以内に提出することができることとする。 ② 承認申請手続等について、運用上、次の対応を行う。 (イ) ソフトウェアの要件適合性の確認業務を行う公益社団法人による確認を受けたソフトウェアを利用する者が行う承認申請書の提出手続の簡素化を行う。 (ロ) 受託開発されるシステム等を利用する者が要件適合性を事前に国税当局に確認できる体制を構築する等の対応を行う。 ③ スキャナ保存の承認を受けている者は、その承認以前に作成又は受領をした契約書・領収書等の重要書類（過去に本措置に係る届出書を提出した重要書類と同一の種類のもを除く。）について、所轄税務署長等への届出書の提出等の一定の要件の下、スキャナ保存を行うことができることとする。</p> <p>4. 弁護士・外国法事務弁護士共同法人（仮称）の税理士業務 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の改正を前提に、弁護士・外国法事務弁護士共同法人（仮称）（弁護士である社員の全員が国税局長に通知しているものに限る。）について、国税局長に通知することにより税理士業務ができることとするほか、無限責任社員の第二次納税義務の対象となる社員の範囲に、弁護士・外国法事務弁護士共同法人（仮称）の社員を加える等の所要の整備を行う。</p>	<p>◆左記①及び②（イ）は平成31年9月30日以後に行う承認申請について、左記③は同日以後に提出する届出書に係る重要書類について、それぞれ適用する。</p>
関 税		<p>1. 暫定税率等の適用期限の延長等</p> <p>2. 個別品目の関税率等の見直し</p> <p>3. その他</p> <p style="text-align: right;">} 【内容省略】</p>	

税 目	細 目	適用時期
検 討 事 項	<p><b>1. 年金課税</b>については、少子高齢化が進展し、年金受給者が増大する中で、世代間及び世代内の公平性の確保や、老後を保障する公的年金、公的年金を補完する企業年金を始めとした各種年金制度間のバランス、貯蓄・投資商品に対する課税との関連、給与課税等とのバランス等に留意するとともに、平成30年度税制改正の公的年金等控除の見直しの考え方や年金制度改革の方向性も踏まえつつ、拠出・運用・給付を通じて課税のあり方を総合的に検討する。</p> <p><b>2. デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化</b>については、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備し、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、多様なスキームによる意図的な租税回避行為を防止するための実効性ある方策の必要性を踏まえ、検討する。</p> <p><b>3. 小規模企業等に係る税制のあり方</b>については、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランスや勤労性所得に対する課税のあり方等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考に、引き続き、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。</p> <p><b>4. 子どもの貧困に対応するため、婚姻によらないで生まれた子を持つひとり親</b>に対する更なる<b>税制上の対応の要否等</b>について、平成32年度税制改正において検討し、結論を得る。</p> <p><b>5. 経済の国際化・電子化への課税上の対応</b>については、企業活動や各種取引の実態、国際的な議論、諸外国における対応等を踏まえつつ、適正な課税を確保するための方策について引き続き検討を行う。</p> <p><b>6. 自動車関係諸税</b>については、技術革新や保有から利用への変化等の自動車を取り巻く環境変化の動向、環境負荷の低減に対する要請の高まり等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。</p> <p><b>7. 原料用石油製品等に係る免税・還付措置の本則化</b>については引き続き検討する。</p> <p><b>8. 事業税</b>における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、税負担の公平性を図る観点や、地域医療の確保を図る観点から、そのあり方について検討する。</p> <p><b>9. 現在、電気供給業、ガス供給業及び保険業</b>については、収入金額による外形標準課税が行われている。今後、法人事業税における収入金額課税全体としてのあり方を踏まえながら、小売全面自由化され2020年に法的分離する電気供給業及びガス供給業における新規参入の状況とその見通し、行政サービスの受益に応じた負担の観点、地方財政や個々の地方公共団体の税収に与える影響等を考慮しつつ、これらの法人に対する課税の枠組みに、付加価値額及び資本金等の額による外形標準課税を組み入れていくことについて、引き続き検討する。</p> <p><b>10. ゴルフ場利用税</b>については、今後長期的に検討する。</p>	